

審査の結果の要旨

氏名 小林 光

本論文は、1960年代以降内外で発展した環境政策が、未だ環境保全により発展する経済社会を実現するには成功しておらず、環境保全と経済発展との間の相克が続いているという認識を前提に、そうした相克の解決に向けた政策を立案、設計するに当たって、有効性の高いアプローチを提案することを目的としている。

まず既存研究のレビューの部分で、環境政策分野は政策研究の歴史が浅いため、政策設計の手法や着想に関して整理された知見、定説はほとんどない状況にあることを示している。申請者は、環境政策のこれまでのアプローチを大きく2つ、すなわち環境上の被害の極小化に専念した「第一世代の環境政策」、および環境の恵みの享受と子孫への継承を掲げた「第二世代の環境政策」に分割して論じている。しかしこれら二世代の環境政策は、今日なお、経済活動の中へ環境保全を統合することに成功していないとする。本論文では、「生命共同体」と表現し得るような地球生態系の善き一部となる人類の社会を実現することが究極的に重要としその実現を睨みつつ、環境保全によって発展する経済社会を具体化させようとする政策を「第三世代の環境政策」と名付け、新しい発想の政策を実装することにより、環境と経済の相克問題を解決していくことを構想し、この問題意識から以下のように研究を展開している。

まず第1章で、論者が政策現場において長年担当し、あるいは指導した環境政策の設計や実装に際しての経験を素材として、これらを整理し多視角から考察し、環境政策が直面する課題を整理して、環境政策を概観している。

第2章においては、第二世代までの環境政策が、なぜ、環境保全と経済発展との相克関係を解決できなかったのかを考察している。具体的には、3つの伝統的着想。すなわち「通俗的に解釈された経済学パラダイム」、「経済を優先してしまいがちな工学的発想」、「法律が果たす役割に関する限定的な見方」を抽出し、指摘している。

第3章では、第三世代の環境政策が備えるべき発想について、現実の経済社会の挙動や人間の行動に一層即したものであるべきことを述べ、そのような取組みによって前章で示した障害を克服すべき、と主張している。具体的には、既存研究と論者の実務経験を踏まえて、「複数価値の同時達成を目指すコ・ベネフィット」、「マルチ・ステークホルダー間の協力の積極的な構築」及び「関係

者の行動や関係の共進化の仕組みづくり」という 3 つの政策設計態度を、第三世代の環境政策設計のためのアプローチとして定式化している。

第 4 章では、論者の政策現場での新政策具体化の際の独自の経験に照らすことにより、前章までに論じた有効な政策の設計を阻害する着想や、反対に経済との相克を克服に導く政策設計発想を吟味し、第三世代の環境政策の設計のためのアプローチの意義や有効性を検討している。具体的には、論者が行政官として立案、制定などを担当した政策のうち特に新機軸のあったもの、すなわち有用な物資・製品の規制、エネルギーの利用規制、自動車排出ガス及び自動車運行の規制、低炭素都市づくり、環境政策理念の転換、政府環境行政組織や権限配分の改革、環境経済政策、及び協働取組みの導入、の 8 つを取り上げて分析している。

第 5 章は、定式化されたアプローチを「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に係る特別措置法」による取組みに適用し、提案した第三世代の環境政策のためのアプローチの有効性を中間的に評価している。水俣病地域では、地域の再生に向けたいくつかの山場を既に乗り越えつつあり、環境取組みを通じた経済再生への取組みなど、自律的な再生の動きが地域において育ちつつあることが報告され、これらを踏まえて本論文で提案するアプローチが支持されることを述べている。

第 6 章では、以上の成果を踏まえ、人類を地球生態系の善き一部となることへ向け、まずは、環境保全によって発展する経済社会への移行を図るべく、第三世代の環境政策を実装することが必須であり、急務であることを主張している。

本論文は、環境省の官僚として日本の多くの環境政策を実際に担当した論者が、その実務経験を単に報告するだけでなく、経済社会の動向と照らし合わせながら、環境政策の潮流とその変化を総合化し、要素を抽出しまとめあげたものとして、極めて新規性が高い。審査会においても、委員からは個別に概念整理や事例との関係についての指摘があったものの、政策に関するオリジナリティの高い情報を基に環境政策の総合的な流れを定義づけ、今後の環境政策の課題を具体的に提案した成果が評価された。

よって本論文は博士（工学）の学位請求論文として合格と認められる。